

平成 18・02・27 貿第 4 号
輸入発表第 3 4 号
平成 1 8 年 3 月 1 0 日
経 済 産 業 省

一部改正 平成 18・08・21 貿第 1 号 輸入発表第 15 号 (18・8・25)

「化学品等」の輸入割当てについて

上記の件について、平成 1 8 年 4 月 1 日から下記により輸入割当てを行います。

記

1. 対象品目

関税率表の番号等	商品名
25・24	石綿（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 1 8 年政令第 2 5 7 号）附則第 3 条第 6 号に掲げるものを除く。）
2904・20	4-ニトロジフェニル及びその塩
2909・19	ビス（クロロメチル）エーテル
2921・45	ベーターナフチルアミン及びその塩
2921・49	4-アミノジフェニル及びその塩
2921・59	ベンジジン及びその塩
	労働安全衛生法施行令（昭和 4 7 年政令第 3 1 8 号）第 1 6 条第 1 項第 4 号に掲げる物をその重量の 0. 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 1 8 年政令第 2 5 7 号）附則第 3 条各号に掲げるものを除く。）

2. 申請者の資格

試験研究用に当該貨物を輸入しようとする者又はその者から発注を受けた者

3. 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課（化学品・医薬品貿易審査班）

(2) 申請書の受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前 1 0 時から正午まで及び午後 1 時 3 0 分から午後 3

時 30 分まで。ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く。

(3) 申請書の提出部数

輸入承認・割当申請書（輸入貿易管理規則別表第一 T-2010）・・・2 通

(4) 添付書類

- ① 試験研究用に当該貨物を輸入する旨の説明書 1 通
- ② 当該貨物を輸入しようとする者から発注を受けた者にとっては、発注書の原本及びその写し各 1 通
- ③ 次のいずれかの書類
 - a. 特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 46 条第 2 項に規定する製造等禁止物質の使用許可証の写し 1 通
 - b. 石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 47 条第 2 項に規定する製造等禁止物質の使用許可証の写し 1 通
- ④ 輸入割当てに当たり必要がある場合は、①から③に掲げる書類以外の書類の提出を求めることがある。
- ⑤ 提出書類は原則として返還しない。ただし、発注書等の原本は確認後返還する。

4. 輸入貿易管理規則第 2 条の 2 に規定する電子情報処理組織を使用した電子申請手続

(1) 申請者の届出

電子申請を行おうとする者は、事前に申請者届出を原則として郵送にて行うこと。

① 必要書類

申請者届出書、届出理由書、登記簿謄本（法人の場合）、住民票（個人の場合）、返信用封筒（返信用切手を貼り付けて、宛先を記入のこと）、委任状（法人代表以外の申請者の場合）、インターネット申請の場合には認証書及び秘密鍵用の F D（3.5inch, 2HD, 1.44MB フォーマット済みのもの）

(注) 外国法人又は外国人の場合は、登記簿謄本又は住民票にかえて所在の証明できる書類

② 郵送先

〒100-8901

東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

- ③ その他、申請者の届出に係る運用は平成 12 年 3 月 23 日付け輸出注意事項 12 第 12 号・輸入注意事項 12 第 7 号（特定手続等に係る申請者の届出について）の定めるところによる。

(2) 申請手続

輸入貿易管理規則（昭和 24 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2 に規定する経済産業省の使用に係る電子計算機（以下「専用電子計算機」という。）

に備えられたファイルから入手可能な「輸入割当申請様式」に記載すべき事項を規則第2条第4項に規定する申請をする者の使用に係る入出力装置（以下「特定入出力装置」という。）から入力すること。

(3) ダイアルアップ申請

① 申請書編集ソフトウェアは以下のいずれかを使用のこと。

- (イ) 経済産業省配布の申請書編集ソフトウェア
- (ロ) テキストエディタ
- (ハ) XMLエディタ

② 受付電話番号

03-5251-3030

(4) インターネット申請

申請書編集ソフトウェアは以下のものを使用のこと。

インターネット申請用申請書編集ソフトウェア

(5) 品目コード

CH

(6) 受付窓口

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

(7) 申請受付時間

毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、行政機関の休日を除く。

※受付時間は、経済産業省に申請データが到着すべき時間（申請データが到着した場合は、到着確認シートが返信されます。）

(8) 添付書類

① 試験研究用に当該貨物を輸入する旨の説明書

② 当該貨物を輸入しようとする者から発注を受けた者にとっては、発注書

③ 次のいずれかの書類

- a. 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第46条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証
- b. 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第47条第2項に規定する製造等禁止物質の使用許可証

④ 平成12年3月31日付け輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号（電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について。以下「運用通達」という。）の定めるところによる別紙参考様式1による申請者本人が当該書類は原本と相違ないことを誓約した書類（以下「原本証明書」という。）

⑤ 申請者本人が記名押印又は署名し、交付を希望する理由を記載した交付依頼書（様式自由。「規則」別表第2で定める輸入割当証明書の交付を希望する場合に限る。）

- ⑥ 上記書類のスキャナ等により取り込んだ画像情報を特定入出力装置から入力し、専用電子計算機に備えられたファイルに記録、若しくは、運用通達の定めるところによる別紙参考様式2による電子申請に係る添付資料の送り状（以下「送り状」という。）を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑦ 電子申請における1申請の添付資料の受入可能容量は、10MB程度とする。なお、これを超える場合には、送り状を添付し、提出を要する添付書類及び原本証明書を当該申請の受付窓口に郵送又は提出すること。
- ⑧ ⑥及び⑦の郵送又は提出においては、返却を要しない書類又は資料の原本の提出を妨げない。
- ⑨ 審査に当たり、必要がある場合には、上記以外の書類及び上記書類の原本の提出を求めることがある。

※電子申請時に添付出来るファイル拡張子は、以下のとおり。

jpeg, jpg, gif, pdf, txt, htm, html, xml

- (9) その他、電子申請に係る運用は運用通達及び申請者届出後に配布される利用マニュアルを参照のこと。

5. 輸入割当基準

この輸入発表に基づく輸入割当ては、輸入割当申請に対する審査の結果、適当と認められる場合であって、かつ申請のあった数量の範囲内で割り当てるものとする。

6. その他の事項

- (1) この輸入発表に基づく輸入割当ては貨物の数量で行う。
- (2) 数量の単位は商慣習上の取引単位（例：グラム、ミリグラム等）によるものとする。